

証券取引等監視委員会における外部の労働者等からの公益通報等に係る取扱規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益通報者保護法(平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。)及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン(外部の労働者等からの通報)」(平成 1 7 年 7 月 1 9 日関係省庁申合せ、消費者庁。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、証券取引等監視委員会(以下「監視委員会」という。)において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報(以下「公益通報」という。)及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うために監視委員会が取り組むべき基本的事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

第 2 章 通報窓口

(通報の受付窓口)

第 2 条 市場分析審査課に、通報の受付及び相談窓口(以下「通報・相談窓口」という。)を置く。

2 通報・相談窓口の所在地等が通報者及び相談者に明らかになるように、ウェブサイトにより周知する。

(通報者に対する説明)

第 3 条 通報・相談窓口の担当者(以下「窓口担当者」という。)は、通報を受け付ける際には、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対して説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない(第 4 条第 2 項、第 9 条第 1 項並びに第 1 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する通知、第 5 条第 2 項に規定する教示並びに第 1 1 条に規定する教示及び資料の提供においても、同様とする。)

第 3 章 通報の受付

(通報の方法)

第4条 通報の受付方法は、原則として郵便、電子メール又はファクシミリとする。

2 前項において、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。

3 通報には、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）又はその他の法令違反等の事実（通報対象事実とあわせて、「通報対象事実等」という。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由、及び、当該通報対象事実等について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由を含めるよう求めることとする。通報者が法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出しない場合には、当該通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を通報に含めるよう求めることとする。

（通報の確認）

第5条 窓口担当者は、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実等について、通報者に対し、必要な確認を行うこととする。

2 窓口担当者は、前項に基づく確認の結果、通報の内容となる事実について他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、通報者に対し、権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。

3 窓口担当者は、必要に応じて、通報対象事実等に関して金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）に基づき調査等の事務をつかさどる課（以下「調査担当課」という。）と協議を行うこととする。

第4章 通報の受理等

（公益通報としての受理）

第6条 通報・相談窓口において受け付けた通報のうち、法に定める次の要件を満たすものについて、公益通報として受理する。

一 通報者が法第2条第1項各号に規定する者であること

二 当該通報が不正の目的に基づくものでないこと

三 法第2条第1項各号に規定する役務提供先又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること

四 次のいずれかに該当すること

イ 前号の通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること

ロ 通報者が前号の通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出する場合

五 通報対象事実について、法又は法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）において定められた法律のうち、監視委員会が処分又は勧告等をする権限を有すること

2 前項第4号イの要件について検討するに当たっては、同要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。

（公益通報以外の通報の取扱い）

第7条 公益通報以外の通報であっても、以下に掲げる場合には、公益通報に準ずる通報として受理する。

一 法第2条第1項各号に掲げる者以外の者からの通報であって、前条第1項第2号から第5号までの要件を満たすものである場合（なお、同項第3号の要件については、法及びガイドラインの趣旨に照らして適宜読み替えて適用するものとする。）

二 前条第1項第1号又は前号に規定する者からの、通報対象事実以外の法令違反の事実に関する通報であって、前条第1項第2号から第5号までの要件を満たすものである場合（なお、同項第3号及び第5号の要件については、法及びガイドラインの趣旨に照らして適宜読み替えて適用するものとする。）

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（通報の取扱いの決定）

第8条 市場分析審査課長は、第5条第1項の確認の結果に基づき、前2条の要件に照らして、公益通報又はそれに準ずる通報として受理するか否かを決定する。

2 前項の決定は、窓口担当者が通報を受け付けた後1か月を目処に行うよう努めるものとし、通報の内容について更に確認を要するなどの事情がある場合には、この決定を延期することができる。

（通報の取扱いの通知）

第9条 窓口担当者は、前条の決定を受け、公益通報又はそれに準ずる通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対して遅滞なく書面にて通知しなければならない。

2 窓口担当者は、公益通報又はそれに準ずる通報として受理しない場合において、通報

者からの同意が得られない場合を除き、情報提供として受理する旨を通報者に通知する。

- 3 窓口担当者は、公益通報又はそれに準ずる通報として受理したときは、速やかに当該通報を調査担当課に送付する。また、公益通報又はそれに準ずる通報として受理しないことを決定した通報のうち、前項の規定に基づき情報提供として受理した通報については、市場分析審査課情報処理部門へ送付する。

第5章 調査及び措置

(調査等の実施)

第10条 調査担当課は、前条第3項に基づき、公益通報又はそれに準ずる通報の送付を受けた場合には関係部署と連携し、必要な調査等を行う。

- 2 調査担当課は、調査等の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 調査担当課は、調査等を行った結果、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、窓口担当者にその旨を通知する。

(受理後の教示)

第11条 窓口担当者は、前条第3項の通知を受けた場合においては、公益通報者に対して、権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。この場合において、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

(調査等の結果に基づく措置)

第12条 調査担当課及び関係部署は、調査等の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置（以下「法令に基づく措置等」という。）を行う。

(調査終了後における通知)

第13条 調査担当課及び関係部署は、調査等の結果及び法令に基づく措置等の内容を、窓口担当者に対し遅滞なく通知する。

- 2 窓口担当者は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査終了後、通報者に対し、その結果を、遅滞なく通知する。
- 3 窓口担当者は、調査結果に基づき措置がとられたときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、

通報者に対し、措置の内容を、遅滞なく通知する。

第6章 通報者等の保護

(通報者等の保護)

第14条 正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員がいる場合には、適切な措置がとられるものとする。

(通報者のフォローアップ)

第15条 通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

第7章 雑則

(通報関連文書の管理)

第16条 通報の対応に係る記録及び関係資料については、金融庁行政文書管理規則（平成23年金融庁訓令第4号）及び金融庁個人情報管理規則（平成17年金融庁訓令第12号）等に基づき、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第17条 調査担当課及び関係部署は、通報対象事実等に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、相互に連絡し協力する。また、他の行政機関その他公の機関から、通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第18条 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならず、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報又は相談への対応に関与した者は、次の各号に定める通報又は相談対応の各段階において、当該各

号に定める事項を遵守するものとする。

一 通報又は相談の受付から通報の取扱いの決定までの段階

イ 情報を共有する者の範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること

ロ 通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、通報者等しか知り得ない情報等を含む。）については、調査等の対象となりうる事業者その他の第三者に対して開示しないこと

ハ 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること

二 通報の取扱いの決定以後の段階

イ 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査等が通報又は相談を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者その他の第三者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報をロに規定する同意を取得して開示する場合を除く。）

ロ 通報者等の特定につながり得る情報を、調査等の対象となる事業者その他の第三者に対して開示する場合には、通報者等の書面による明示の同意を得ること

ハ ロに規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること

ニ 前号イに掲げる事項

（利益相反関係の排除）

第19条 職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

2 総務課は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

（職員への周知）

第20条 総務課は、研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及びガイドラインの内容、監視委員会における通報対応の仕組み等について、全ての職員に対し、十分に周知する。

（通報対応の評価及び改善）

第21条 総務課は、通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、受理件数、調査の結果とった措置の件数を、毎年度公表する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。